

月報私学

6
2011
VOL.162

日本私立学校振興・共済事業団広報



長岡造形大学の新しいランドマーク・第3アトリエ棟は、入学者全員の初年次教育の舞台
写真提供：学校法人 長岡造形大学（新潟県長岡市）

CONTENTS

- 平成23年度 私学事業団の事業計画と予算..... 2
- 就任のあいさつ 理事 久下眞一／北潟繁一..... 5
- 東日本大震災への対応
 - ◆平成23年度第1次補正予算における私立学校関係予算の概要..... 6
 - ◆学校法人等に対する復旧支援融資のご案内..... 8
 - ◆「財特法」の施行に伴う私学共済制度の取り扱い..... 9
 - ◆その他、私学共済制度の取り扱い..... 12
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します..... 13
- 標準給与の定時決定／私学共済制度の掛金納付..... 14
- 標準給与改定が必要なとき..... 15
- 平成23年度 第1回私学共済事務担当者連絡会..... 16
- I N F O R M A T I O N..... 18
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内..... 20

平成二十三年 度 私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校への健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

平成二十三年度は、東日本大震災復旧対応としての第一次補正予算の成立に伴い、当初予算と合わせて国から三、三七一億八八九万三、〇〇〇円を受け入れ、同額を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

また、東日本大震災により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧等のため、通常より有利な貸付条件で融資を行います。

二十三年度の貸付事業計画額は、一、四三七億円となっています。

貸付財源は、政府出資金二二六億円、財政融資資金七四八億円、自己調達資金四六三億円（うち、共済業務にかかる長期勘定からの借入れ三〇〇億円、私学振興債券の発行による調達五〇億円）を予定しています。

受配者指定寄付金の受け入れと配付を行っています。

受配者指定寄付金事業

私立学校の教育と研究の振興のために企業等より寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和四十年大蔵省告示第一五四号）が受けられます。

二十三年度は、受入計画額一四〇億八〇〇万円に対し、同額を配付する予定です。

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

学術研究振興基金事業

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金

に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費、その他の研究費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

二十三年度は、学術研究振興基金の受入計画額六〇〇万円、学術研究振興資金の交付計画額一億三、〇〇〇万円を予定しています。

なお、前年度末における学術研究振興基金の保有額は、五三億八、三〇九万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身で経営上の問題点の早期発見を可能とするための方策や、学校法人が自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

(一) 学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行っています。また、学校法人からの相談内容が専門的知見を要する場合には、弁護士・公認会計士等の外部有識者の

助力を得て対応します。

(二) 経営上の問題点を発見するための自己診断チェックリストの見直しと充実を図ります。

(三) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、検索が可能な経営改善事例などの文字情報の蓄積や現行の情報提供システムを二十四年度の完成に向け再構築するなど、情報収集・提供機能を改善します。

また、本事業団が主催するセミナーや講演等において、ネットワークを利用した情報提供システムの説明を積極的に行い、当該システムの利用促進を図ります。

(四) 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図ります。

① 学校法人の理事長、大学・短期大学・高等学校の学長・校長等のリーダーを対象とした財務の見方、法人分析会を中心としたセミナーを実施します。

② 学校法人の経営改善に資するため、「今日の私学財政」、「私立大学・短期大学等入学志願動向」を刊行します。

共済業務

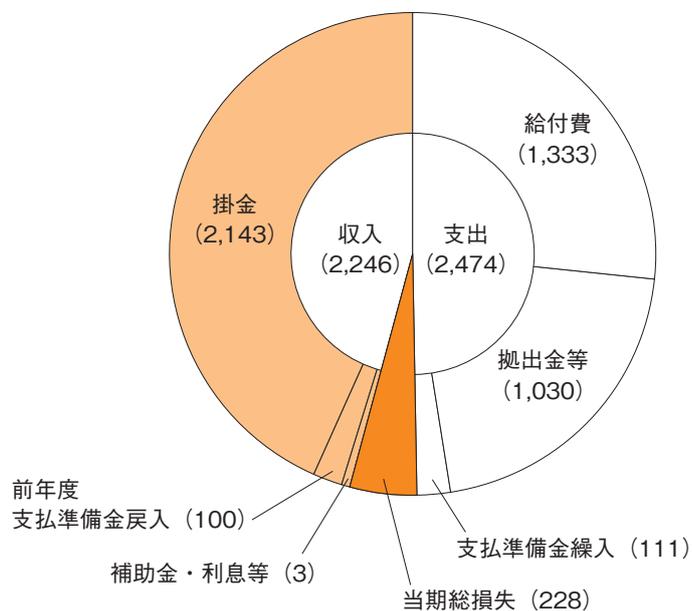
私学共済制度の構成員と標準給与

二十三年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表1①のとおり、総計一二三万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。また、標準給与の平均月額及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表1②・③のとおり推計しました。

表1 構成員・標準給与・標準賞与推計

区分	①構成員(人)	②標準給与の平均月額(円)	③標準賞与の平均年額(円)
合計加入者	520,083	375,738	1,396,859
(短期加入者)	(516,866)	(375,082)	(1,390,369)
(長期加入者)	(494,575)	(364,971)	(1,288,619)
被扶養者	341,550	-	-
年金受給者	369,304	-	-
総計	1,230,937	-	-

図1 短期給付事業の予算収支(単位：億円)

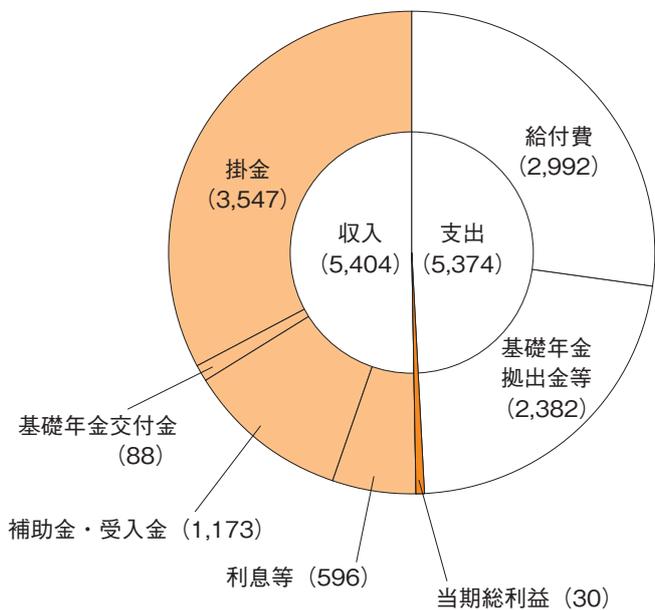


短期給付事業

病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期掛金率のうち給付分掛金率は、前年度と同率の百分の六・五二に据え置き、介護分掛金率は介護納付金の増額を勘案して百分の〇・九八四（前年度掛金率百分の〇・九一八）としました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ一六億円（〇・七五％）の増加となる見込みです。ま

図2 長期給付事業の予算収支(単位：億円)



た、出産費（家族出産費）に対する国庫補助金として八、〇〇〇万円を見込んでいます。保健給付等の給付費については、災害給付に東日本大震災分として八五億円を見込み、前年度に比べ一三・一億円（二〇・九二％）の増加を見込んでいます。また、他制度への拠出金等として、前期高齢者納付金二八六億円、後期高齢者支援金四四五億円を見込みました。さらに、介護納付金一七六億円等を見込み、図1のとおり収支を予

定しています。その結果、掛金及び利息等の収入（二、一四六億円）と給付費及び拠出金等の支出（二、三六三億円）との収支差二一七億円に、支払準備金の戻入と繰入との差額一一億円を加えた二二八億円が当期総損失となる見込みです。なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の十二分の一に相当する金額を積み立てています。

長期給付事業
退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

長期掛金率は、二十一年度に行った財政再計算の結果を踏まえて、給付分掛金率を百分の一・二・九三八（掛金率のうち百分の〇・八相当は、都道府県からの補助として見込んでいます。ただし、長期賞与掛金は除きます。前年度掛金率百分の一・二・五八四）と変更しました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ一〇〇億円（二・九〇％）の増加となる見込みです。

国庫補助金は、基礎年金拠出金の二分の一相当額など総額一、一〇一億円が措置されています。

給付費については、二十三年度の年金額は〇・四％引き下げることとなりましたが、年金者数の増加により前年度に比べ一・二四億円（四・三一％）の増加となる見込みです。そのほかに、基礎年金拠出金二、一五九億円、年金保険者拠出金二・二億円等を見込み、**図2**のとおり収支を予定しています。掛金、交付金、補助金・受入金及び利息等の収入（五、四〇四億円）と、給付費及び基礎年金拠出金等の支出（五、三七四億円）との収支差三〇億円については、長期給付積立金へ全額積み立てます。

なお、二十三年度末の保有資産は、三兆四、一三〇億円となる見込みです。

保健事業
特定健康診査、人間ドックやスポーツ施設の利用補助を行っています。

特定健康診査・特定保健指導等福祉事業を円滑に推進するため、福祉事業分掛金率を百分の〇・二五（前年度掛金率百分の〇・二四）と変更しました。また、特定健康診査等事業に対し国庫補助金三億四、〇〇〇万円が措置されます。

人間ドック利用補助等の保健事業にかかる費用として二四億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として一五億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として三四億円を見込み、**図3**のとおり収支を予定しています。

医療事業
総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金を見込み、**図3**のとおり収支を予定しています。

宿泊事業
旅行・出張、会議・宴会、婚礼等に利用する会館、宿泊所及び保養所の運営を行っています。

宿泊施設の事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込み、**図3**のとおり収支を予定しています。

貯金事業
財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、**図3**のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。二十三年度末の加入者貯金残高は、八、七二二億円となる見込みです。

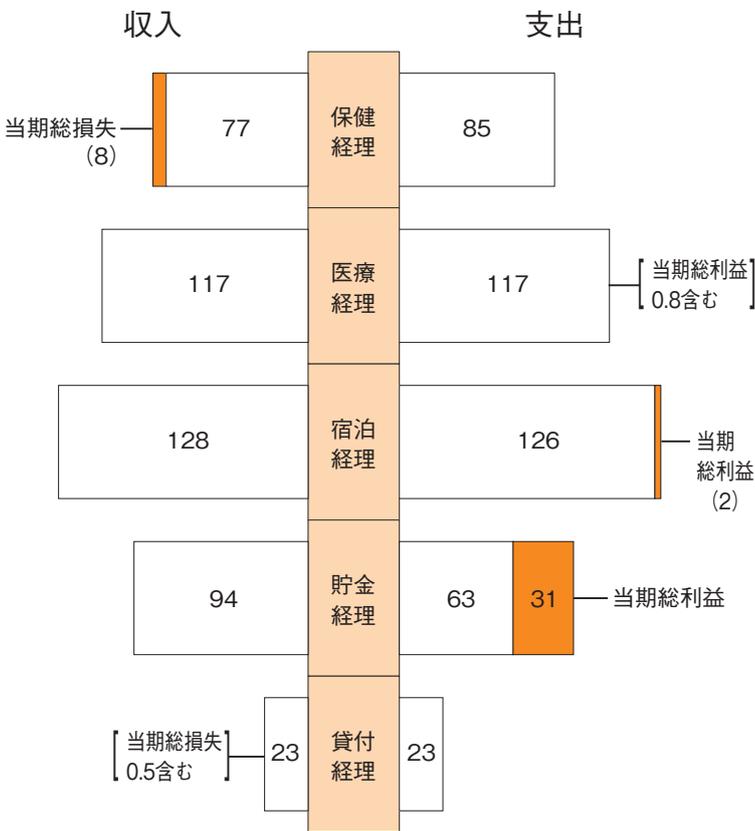
貸付事業
結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

二十三年度の貸付額は、加入者貸付一三〇億円を見込み、**図3**のとおり収支を予定しています。

その他事務費など

短期・長期給付事業の事務を行う費用は、事務費分掛金率百分の〇・一一（前年度掛金率百分の〇・一六）による掛金収入と国庫補助金二億九、〇〇〇万円を主たる財源としています。

図3 福祉事業の事業経理別予算収支(単位：億円)



就任のあいさつ



理事

久下 眞一

このたび四月一日付けで、日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、融資部門を担当することとなりました。

はなはだ微力でございますが、私立学校の教育振興のため全力を尽くしたいと思っておりますので、澤田裕前理事同様、何卒皆様のご指導・ご支援を賜りますようお願いいたします。

私は、これまで生命保険会社の役員として、保険の引き受け・保全・支払い業務、並びにお客様対応の業務を担当しております。私立学校の教育振興については全く新しい分野ですが、民間企業経営での経験が多少なりともお役に立てれば幸いです。

「国づくりの基本は人づくり」と言われているように、教育は次世代の日本の未来を担う人材の育成であり、国の政策の中でも非常に重要な課題の一つです。その中で私立学校は、学生・生徒数の全体に占める割合一つをとってみても高い割合を占め、私立学校の発展が国の教育の方向性を左右する重要な役割を果たしております。

一方で、私立学校を取り巻く経営環境は、少子化の進展やグローバル人材育成への対応、また社会人をはじめと

した生涯学習ニーズの多様化など様々な対応を求められています。

本事業団は、こうした私立学校の教育や経営の支援に必要な業務を、総合的に行う唯一の機関であることを考えると、その責任の重さを感じ、心を新たに与えられた職責を全うしたいと考えております。

私の担当する融資部門では、学舎・校地等に対する長期、低利・固定金利での融資を通じて、学校法人の安定した経営・財務基盤の確立や教育条件の充実・向上に寄与することにあります。こうした中、学校法人から期待される役割を認識し、皆様方に、より良いご提案ができるよう心掛けて参ります。

今後とも、学校法人・私学団体などの私学関係者の方々のご指導・ご助言をいただきながら、新たな気持ちで業務に取り組んで参りたいと存じますので、重ねて皆様のご支援・ご叱正を心からお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、このたびの東日本大震災で被害に遭われた皆様からのお見舞い申し上げます。また、災害を受けられた学園の一日も早い復興をお祈り申し上げます。



理事

北 潟 繁 一

このたび四月一日付けで、河田理事長より年金・福祉担当理事を仰せ付けられました北潟でございます。

振り返れば若き頃に本事業団の前身である私学共済組合に奉職して以来、短期給付事業を始めとして長期給付事業・宿泊事業・医療事業と様々な部署を経験させていただきました。

これまで培った経験を少しでも生かしながら、共済事業の柱であります医療・年金・福祉等の充実を図り、私学振興のお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

今日の私学を取り巻く情勢は、少子化の影響や、長引く経済の低迷等により、学校運営についても大変厳しい状況にあると拝察しております。

一方、本事業団を取り巻く環境も、昨今の社会保障制度改革が混沌していることからいまだ出口が見えない状況が続いています。こうした中で、改革の動向いかんによっては、取りも直さず本事業団の進むべき道にも大きな影響が懸念されるところであります。

この改革がどの様になろうとも、私学教職員の福利厚生を図るといふ使命を損なうことなく、本事業団の進むべき道が歪まぬように微力ではございますが、努めてまいりたいと思えます。

福祉事業については、病院・宿泊の各施設の事業運営は厳しい局面を迎えています。これまでと同様に働く職員の方々とともに経営改善を進めていく所存です。

また、このたびの東日本大震災による被害に対しまして、本事業団としましては、学校施設の倒壊や、多くの方が被災している現状を踏まえ、被災された加入者の皆様方に最大限の支援をすべく、諸手続等の簡略化を始めとした様々な支援策を講じているところでございます。

最後に東日本大震災により、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地への支援や復興活動を行うすべての皆様に深く敬意を表します。併せて被災された皆様には一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

東日本大震災への対応

このたびの東日本大震災により被害を受けられた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

また、被災されました学園の一日も早い復興をお祈り申し上げますとともに、私学事業団といたしましても全力で支援に努めたいと考えております。

平成二十三年度

第一次補正予算における 私立学校関係予算の概要

平成二十三年四月二十二日の閣議決定を経て、五月二日第一七七回通常国会において、二十三年度第一次補正予算が成立しました。

このたびの東日本大震災は未曾有の被害をもたらし、多くの私立学校が被災し、地震や津波によって校舎等が倒壊するなど壊滅的な被害を受け、教育研究の再開に深刻な影響を与えています。国は、被災した私立学校における教育活動が一刻も早く再開できるように、今般の補正予算において被災した施設等の円滑かつ迅速な復旧を図るため、最大限の復旧への措置を講ずることとしています。

ここでは、文部科学省の私立学校関係の第一次補正予算の概要について説明します。

計上しています。

三 私立学校教育研究活動復旧費補助

私立学校経常費助成においては、被災した私立学校の教育研究活動の復旧費の一部について補助をすることとし、二二二億円を計上しています。そのうち私立大学等経常費補助金については、一二八億円を計上しています。

また、私立高等学校・中学校・小学校・幼稚園等を助成する都道府県を補助する私立高等学校等経常費助成費補助金については、八四億円を計上しています。

四 学費減免に対する経常費助成

被災した学生を対象とした授業料等減免を実施している私立大学等の事業費（約四、六〇〇人分）の一部（三分の二）について補助することとし、私立大学等経常費補助金において三四億円を計上しています。

五 日本私立学校振興・共済事業団への出資

被災された私立学校（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校・各種学校）の早期の復旧を図るため、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」

という。）が行う災害復旧事業及び当面の経営資金への無利子（五年）とその後の長期低利貸付の実施に伴う負担軽減のため、私学事業団への出資金として二二六億円を計上しています。

また、この原資となる私学事業団への財政融資資金の追加貸付は、四四一億円（災害復旧事業三八九億円、当面の経営資金五二億円）となっております。

なお、私学事業団が行う災害復旧事業及び当面の経営資金への貸付事業のご案内については、「学校法人等に対する復旧支援融資のご案内」をご覧ください（八頁に記載）。

六 修学（就学）支援関係

私立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程に限る）の修学支援措置として、被災した学生の家計急変に伴う奨学生の緊急採用（無利子奨学金）について貸与人員枠を拡大し、三五億円を計上しています。

また、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を創設し、一一三億円を計上しています。

これは、都道府県に全額国庫補助で基金を設置するもので、その対象は、私立学校授業料等減免事業（約六、〇〇〇人分）、学用品等給付事業、幼稚園奨励事業、高校生奨学金事業、特別支援教育就学奨励事業などとなつ

ています。

七 メンタルヘルスケア対応

被災した児童生徒等へのメンタルヘルスケア対応として、スクールカウンセラーの緊急派遣（約一、三〇〇人）について、国公私立学校を対象に三〇億円が計上されています。

八 その他

その他当初予算で対応するものは、以下のとおりです。

※留学生関係

(対象) 私立大学・短期大学等

・被災地にいた国費留学生のうち、一時帰国を余儀なくされた留学生が、日本に再渡日するための航空券を支給

・被災地の成績優秀な私費留学生を対象として一学期分の「私費外国人留学生等学習奨励費」を追加募集

(対象) 私立専修学校専門課程

・被災地の成績優秀な私費留学生を対象として一学期分の「私費外国人留学生等学習奨励費」を追加募集

**私立学校関係 平成23年度
第一次補正予算の概要**

1,098億円

1. 私立学校施設災害復旧費補助 (1/2補助)	626億円
(1) 大学・短期大学分	338億円
大学：約100大学、短期大学：約20大学	
(2) 幼・小・中・高等学校等	288億円
幼稚園：約400園、小・中・高校等：約170校	
※専修学校等は別途17億円を計上	
2. 私立学校教育研究活動復旧費補助	212億円
○私立学校経常費助成において私立学校の教育研究活動の復旧費の一部について補助	
(1) 私立大学等経常費補助	128億円
(2) 私立高等学校等経常費助成費補助	84億円
3. 学費減免に対する経常費助成 (2/3補助)	34億円
○私立大学等経常費助成において学費減免事業費の一部について補助 (授業料等減免 約4,600人)	
※高校以下は就学支援交付金で対応	
4. 日本私立学校振興・共済事業団への出資	226億円
○災害復旧事業及び当面の経営資金への無利子・長期低利貸付実施のための逆ざや補填	
・融資率	
災害復旧分 1～5年無利子、6～7年1.0%、8年以降1.2%	
経営資金分 1～5年無利子、6～7年0.4%	
(参考：財投)	
日本私立学校振興・共済事業団への追加貸付	441億円
(災害復旧事業 389億円、当面の経営資金 52億円)	

○修学支援関係

- ・被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 113億円の内数
 私立学校授業料等減免分(幼・小・中・高・特 約6,000人)
 幼稚園就園奨励事業、高校生奨学金事業、学用品等給付事業 等
- ・家計急変に伴う奨学生の緊急採用(無利子奨学金) 35億円の内数

○メンタルヘルスケア対応

- ・児童等のスクールカウンセラーの緊急派遣 30億円の内数

**学校法人等に対する
復旧支援融資のご案内**

私学事業団では、平成二十三年五月二日に第一次補正予算が成立したことに伴い、被災された学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のため、通常の貸付条件よりも有利な災害復旧費（特別災害・一般災害）及び教育環境整備費（災害復旧経営資金）の融資を行います。借り入れのご希望がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

なお、本事業団ホームページの助成業務↓融資↓「東日本大震災により被災された学校法人等に対する復旧支援融資のご案内」(http://www.shigaku.go.jp/s/yushi_23_5_10.htm)からも詳細をご覧ください。

【対象となる事業】
激甚災害の指定に基づき国から補助金の交付を受けた災害復旧事業及び学校法人又は準学校法人が設置する私立専修・各種学校のうち、国からの補助金の交付を受けた災害復旧事業

【融資金利】
一～五年目…無利息

六～七年目…一・〇％
八年目以降…一・二％

※金利は、二十三年度において契約した場合、契約月にかかわらず右記金利で固定されます。

【償還方法】

二五年以内（うち据置五年以内）の元金均等返済

【融資金額】

原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資金額となります。

- ① 事業査定額…補助金の額と同額以内
- ② 資産査定額…正味資産（貸借対照表の総資産－総負債）の四〇％から本事業団の既借り入れ分を差し引いた金額
- ③ 担保査定額…担保物件評価額の八〇％以内

【災害復旧費（一般災害）】

【対象となる事業】

特別災害以外の災害復旧事業（市区町村長又は消防署長の「り災証明書」又は「被災証明書」へともに写しでも可）が必要です

【融資金利】

一～五年目…無利息
六～七年目…一・〇％
八年目以降…一・二％
※金利は、二十三年度において契約した場合、契約月にかかわらず右記金利で固定されます。

【償還方法】

二五年以内（うち据置五年以内）の元金均等返済

【融資金額】

原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資金額となります。

- ① 事業査定額…原形復旧査定事業費の八〇％以内
- ② 資産査定額…正味資産（貸借対照表の総資産－総負債）の三〇％から事業団の既借り入れ分を差し引いた金額
- ③ 担保査定額…担保物件評価額の八〇％以内

【教育環境整備費（災害復旧経営資金）】

【対象となる事業】

災害により被災した学校法人等で、被災の程度の著しい学校法人等の資金需要に対応するための緊急に必要な資金（市区町村長又は消防署長の「り災証明書」又は「被災証明書」とともに写しでも可）が必要

【融資金利】

一～五年目…無利息
六～七年目…一・四％
※金利は、二十三年度において契約した場合、契約月にかかわらず右記金利で固定されます。

【償還方法】

七年内（うち据置三年以内）の元金均等返済

【融資金額】

原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資金額となります。

- ① 事業査定額…対象支出の八〇％以内
- ② 資産査定額…正味資産（貸借対照表の総資産－総負債）の三〇％から事業団の既借り入れ分を差し引いた金額
- ③ 担保査定額…担保物件評価額の八〇％以内

【融資限度額】

大学・短期大学・高等専門学校…三億円
高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・専修学校・各種学校…一億円
幼稚園…五千万円

また、各融資費目の共通の要件は、次のとおりです。

【担保】

原則として土地及び建物（事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）

【連帯保証人】

一名以上

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部 融資課
☎〇三（三三三〇）七八六一～三
Eメール yusi@shigaku.go.jp

「財特法」の施行に伴う私学共済制度の取り扱い

東日本大震災（以下「大震災」という）については、私立学校教職員共済制度においても発生後、直ちに所要の措置を講じてきましたが、この度、平成二十三年五月二日に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成二十三年法律第四十号。以下「財特法」という）及び関係政省令が公布、施行されたことに伴い、本法の内容及びその取り扱いについて次のとおりご案内します。

一 標準給与の改定の特例（財特法第三十八条関係）

1 標準給与の改定の特例について

(1)平成二十三年三月十一日時点で特定被災区域（特定被災区域に準ずる市町村を含む・十一頁表2参照）に所在していた学校等が大震災による被害（表1参照）を受けたことにより、当該学校等に勤務する加入者の二十三年三月から二十四年二月までのいずれかの月に受けた給与の額が、その月の標準給与の基礎となった給与月額に比べて著しく低下（標準給与の等級が二等級以上変動することと

なる給与の変動をいう）した場合、その月から標準給与を改定することができます。

なお、従前の標準給与の等級が第二級の場合は、給与月額が九万五千円未満になった場合は第一級に改定できます。

(2)(1)により標準給与の改定が行われた加入者の当該改定が行われた月の翌月から二十四年二月までのいずれかの月に受けた給与の額が、標準給与の基礎となっている給与月額に比べて著しく上昇した場合、その月から標準給与を改定することができます。

なお、(1)で給与月額が九万五千円未満となり第一級に改定された加入者が、給与月額が十万一千円以上十万七千円未満となった場合は第二級に改定することができます。

【注】

(1)、(2)により改定された標準給与は二十三年八月（二十三年七月から二十四年二月までに改定された場合は二十四年八月）までの間、適用されます。

2 標準給与の改定の手続き

「標準給与改定届書（様式第七号）」の算定基礎月の「一月目」欄に変更後の給与月額、改定事由には「特例による即時改定」と朱書きのうえ、学校法

人等より手続きをお願いします。
また、添付書類としては、学校等が大震災による被害を受けたことが分かる書類（り災証明書等）及び給与台帳の写しが必要です。

3 標準給与の改定に伴う短期給付等の算定について

標準給与を基に算定する傷病手当金等について、1-1(1)の標準給与の改定に連動して減少しないように、次の給付は改定前の標準給与に基づき支給することとしています。

- (1)大震災前に受給権を有し、既に支給、又は受給の要件を満たしている次の給付
 - 傷病手当金・傷病手当金付加金
 - 出産手当金
 - 休業手当金

(2)大震災が原因で受給権が発生した次の給付

- 弔慰金・家族弔慰金
- 傷病手当金・傷病手当金付加金
- 休業手当金
- 災害見舞金・災害見舞金付加金

二 掛金の免除の特例（財特法第四十二条関係）

次の①及び②のいずれにも該当する学校法人等から「掛金・児童手当拠出金免除申請書」により申請があった場合において、私学事業団が必要と認めるときは、掛金・児童手当拠出金（以下「掛金等」という）の納付が免除されることとなります。

①二十三年三月十一日に特定被災区域に所在する学校等を設置していたこと

表1 大震災による被害

1	大震災により学校等が損壊（設備の損壊等も含む）するなど直接的な被害が生じている場合
2	授業等を行うために必要な電気、ガス、水道等の施設の被害や道路の遮断等により被害が生じている場合
3	原子力災害対策特別措置法による警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に、平成23年3月11日において現に学校等が所在していた場合 なお、原子力災害対策特別措置法の規定による内閣総理大臣の屋内退避指示の対象地域に同日において現に学校等が所在していた場合についても、健康保険等において別に定める日と同日までは特例の対象となること
4	1から3までに準じた理由により、学校等が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に学校等において授業が行えないこと等を余議なくされたと判断される場合

②大震災によって被害を受けたことにより、①の学校等に勤務する加入者への給与の支払いに著しい支障が生じていること

給与の支払いに著しい支障が生じている場合は、学校等の全部又は一部が休業していること等によりおおむね過半の加入者について給与が支払われていないか又は標準給与の下限（九万八千円）に相当する給与しか支払われていない状態をいいます。

掛金等の納付が免除される期間は、二十三年三月から二十四年二月（児童手当拠出金は二十三年十月）の間で、給与の支払いに「著しい支障」が生じている期間です。

また、給与にかかる掛金等が免除される場合で、おおむね過半の加入者について賞与等が支払われていないか、又は賞与等の額が十万一千円未満の場合は賞与等にかかる掛金も免除されます。

三 医療機関の窓口で支払う自己負担額の免除の特例（財特法第四十条関係）

本事業団では、加入者並びに被扶養者のうち、下記の**免除認定者**に該当する場合、一部負担金を免除することとします。また、財特法施行により入院時食事療養費等にかかる標準負担額等についても免除することとします（一部負担金等の免除の特例）。

この一部負担金等の免除を受けるには、免除の申請を本事業団にしていた「一部負担金等免除証明書」の交付を受ける必要があります。原則二十三年三月十一日から二十四年二月二十九日（入院時食事療養費及び入院時生活療養費にかかる標準負担額の免除期間は厚生労働大臣が別に定める日（二十三年八月三十一日予定）まで取り扱います）。

なお、二十三年七月一日からは、医療機関の窓口では加入者証又は加入者被扶養者証のほか「一部負担金等免除証明書」の提示が必要となります。

一部負担金等免除に関する申請方法等の手続きについては本事業団までお申し出ください。

【免除対象となる一部負担金等】

一部負担金、入院時生活療養費にかかる標準負担額、入院時生活療養費にかかる標準負担額、保険外併用療養費にかかる自己負担額及び訪問看護療養費にかかる自己負担額並びに家族療養費にかかる自己負担額及び家族訪問看護療養費にかかる自己負担額

【免除認定者が既に支払った一部負担金等の還付について】

二十三年三月十一日以降、免除認定者がすでに支払った一部負担金等（入院時食事療養費及び入院時生活療養費に

かかる標準負担額については、厚生労働大臣が別に定める日以降に支払ったものを除きます）については、本事業団に申請することにより還付されます。

※免除認定者の概要

次のいずれかの要件に該当する加入者又は被扶養者

- ①平成二十三年三月十一日に特定被災区域に住所を有していた者（同日以降、他の市町村に転入した者を含む。以下同じ）であって、大震災により住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの
- ②平成二十三年三月十一日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの
- ③平成二十三年三月十一日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災により主たる生計維持者が行方不明であるもの
- ④原子力災害対策特別措置法の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避にかかる内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの
- ⑤原子力災害対策特別措置法の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定にかかる原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの
- ⑥その他右記①から⑤までに準ずる者として本事業団が認めたもの

四 死亡にかかる給付の支給に関する特例（財特法第四十一条関係）

震災等による行方不明時においては

一年経たないと死亡の推定をすることができませんが、財特法の施行により東北地方太平洋沖地震により行方不明となった者の生死が三か月間分らない場合又はその者の死亡が三か月以内に明らかになり、かつ、その死亡時期が分からない場合については、死亡にかかる給付の支給に関する規定の適用は、二十三年三月十一日にその者が死亡したものと推定することとなりました。

このことに伴い、本事業団は①埋葬料・家族埋葬料、②弔慰金・家族弔慰金、③遺族共済年金、④遺族共済年金の転給、⑤特例死亡一時金、⑥死亡一時金及び⑦支払未済の給付について、速やかに給付の決定又は支給を行います。具体的な取り扱いとしては、死亡を証する書類（死亡診断書）等に代えて、「行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類」で対応することとなりました。

【注】労災保険等と短期給付の調整

労災保険等の給付が受給できる場合、次の短期給付については、前記一、三、四による取り扱いには、該当しません。勤務中や通勤途上で大震災に起因して死亡もしくは傷病を負った場合は、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。また、大震災で事業所が被災し雇用保険失業給付の特例措置を受ける場合は、ハローワークにご相談ください。

【労災保険等の給付と調整が必要な短期給付】

傷病手当金・傷病手当金付加金 ⇕

労災保険休業（保障）給付

※ただし、傷病手当金は、職務上（通勤途上）として決定するまで仮払いし、労災保険等の給付が決定後、返還していただくことも可能です。

休業手当金 ⇕ 労災保険休業（保障）給付等

埋葬料・家族埋葬料 ⇕ 労災保険の葬祭料（葬祭）給付

この他、医療機関等にかかったときの療養の給付や療養費、家族療養費なども労災保険の給付と調整が必要になります。

五 退職共済年金の決定の特例（財特法第三十九条関係）

六十歳代前半の退職共済年金（特別支給）は、六十五歳で、一旦、受給権が消滅するため、あらためて六十五歳からの退職共済年金（本来支給）の請求を行う必要があります。

このような仕組みを前提に、特定被災区域のうち、交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有している場合は、必要に応じて六十五歳時の退職共済年金（本来支給）の請求がない場合でも、特例として年金を決定し、支給することとしました。ただし、退職共済年金の支給繰下げ

を希望するときなどは、その旨を速やかに申し出ていただくこととなりますので、ご了承ください。

この特例期間は、二十三年三月一日から同年六月三十日までの間に六十五歳に達する方が対象です。この対象とならない方については、従来どおり年金の請求が必要となりますので、ご注意ください。

なお、私学共済以外の年金制度の加入経歴をお持ちの方の老齢基礎年金の請求に関しては、最寄りの年金事務所にお尋ねください。

また、二十三年三月一日から同年六月三十日までの間に学校等（甲種又は丙種）を退職（七十歳みなし退職を含みます）したことに伴う退職共済年金の改定の請求についても、退職共済年金（本来支給）の請求の場合と同様に取り扱うこととしています（ただし、退職後の民間会社等への就職、又は雇用保険の受給状況により年金が支給停止となる場合がありますのでご連絡をお願いします）。

関係政省令

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令」（平成二十三年政令第百三十号）

「東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令」（平成二十三年文部科学省令第十九号）

共済業務

表2 特定被災区域

青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
千葉県	千葉市、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

特定被災区域に準ずる市町村

青森県	三沢市、三戸郡階上町
茨城県	古河市、結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡多古町、同郡東庄町、山武郡横芝光町

その他、私学共済 制度の取り扱い

一 掛金・児童手当拠出金にかかる 納期限の延長の取り扱い

掛金・児童手当拠出金（以下「掛金等」という）について、次のとおり取り扱います。

なお、今後の取り扱いについても、災害の復旧状況等を踏まえ対応する予定です。

【対象となる学校法人等（①又は②のいずれかに該当する学校法人等）】

- ① 青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県の地域に所在する学校法人等
- ② 大震災に伴い災害救助法の適用市町村（東京都を除きます）に指定された地域に所在する学校法人等

【対象となる調定掛金等】

二十三年三月十一日以降に納期限が到来する二十三年二月調定分以降の掛金等

納期限を五月三十一日まで延長していた二十三年二月及び三月調定分掛金等も含め、納期限をさらに延長することになりました。延長後の納期限については、後日改めてお知らせいたします

（国税通則法にない、災害がやんだ日から二か月以内の日が別途定められます）。

納期限が延長されている間、口座振替は行わないことにしました。

口座振替により納付している学校法人等で、延長後の納期限をお知らせする前に口座振替の再開を希望される場合には、「口座振替再開申出書」（対象校の二十三年四月調定分の納付通知書に同封しました）をご提出ください。再開後の振替日は、本来の納期限に基づく振替日となります。

※任意継続加入者についても同様の取り扱いを行います。

二 貸付関係の取り扱い

(1) 定期償還期限の延長

激甚災害により被災をした借受人からの申し出により、二年間を限度として貸付金の定期償還期限を延長します。申出手続きは災害発生日から五か月以内に定期償還期限延長承認願（既貸付者）（任意用紙可）及び被災証明書を提出してください。

延長期間中の利息については、延長期間終了後の定期償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。

また、定期償還期限延長期間中の利率は、年一・二％です。

(2) 特例住宅貸付及び特例災害貸付

加入者（任意継続加入者は除きます）が、激甚災害により被災をしたため資金を必要とする場合には、「特例住宅貸付」及び「特例災害貸付」を受けることができます。また、貸付けを受けると同時に定期償還期限延長の申し出（定期償還期限延長申請書（新規貸付者）（任意用紙可）を提出）もできます。

① 特例住宅貸付の貸付け条件等

貸付限度額は退職手当に六百万円を加えた額で最高二千万円です。手続きは通常の住宅貸付に必要な書類の他に、被災証明書を添付して、災害発生日から三年以内にお申し込みください。

② 特例災害貸付の貸付け条件等

貸付限度額は最高二百万円です。手続きは貸付申込書、借用証書に、被災証明書を添付して、災害発生日から一年以内にお申し込みください。※特例住宅貸付及び特例災害貸付を申し込む場合は、貸付申込書の申込事由に「激甚災害」と記入してください。

三 災害見舞金等の給付金の支払い

本事業団では職員を被災された地域（岩手、宮城、福島、茨城の各県の十一会場、延べ十八日間）に派遣して、災害見舞金等の請求及び特例災害貸付の

申し込みを現地で受付・審査し、給付金又は貸付金を速やかに送金しました。大震災により家財、又は住居の五分の一以上の被害があれば、災害見舞金、又は同付加金の対象となります。また、併せて災害見舞品に代えて三万円を支給します。

大震災によりこのような被害に遭われた加入者等で、いまだ請求をされていない方は、被災証明書等の必要書類を添付してご請求ください。

本事業団では、本誌に掲載しているほかにも、被災された方の支援のため、事務の迅速化・簡略化を図るとともに、事務の取り扱いに特例を設けています。

詳しくは、私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）にも掲載しておりますので、ご覧ください。

問い合わせ先（共済事業本部）

☎〇三（三八一三）五三二一（代表）
Eメール

kyosai.saiगतaisaku@ten-catv.ne.jp

※Eメールでお問い合わせの際は、住所・氏名（フリガナ）・電話番号（携帯電話可）などをご記入ください。

特定健康診査の ご案内を 六月下旬に 学校法人等へ 送付します

平成二十三年度の特定健康診査及び特定保健指導を下記スケジュールにより実施します（特定健康診査の概要については本誌四月号参照）。

私学事業団から六月下旬に、案内書・対象者リスト等を学校法人等へ送付します。案内書には、特定健康診査の実施要領等が記載されていますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

【加入者の特定健康診査】

学校法人等が学校保健安全法（労働安全衛生法）に基づいて実施する定期健康診査の結果を活用します。特定健康診査の検査項目の受診もれや加入者番号等の記入もれがないよう確認のうえ、本事業団に健診結果データを提供してください。

健診結果データの提出期間

平成二十三年七月～九月末日

※十月以降に定期健康診査を実施する学校法人等の提出期限

二十四年一月三十一日まで

※二～三月に定期健康診査を実施する学校法人等の提出期限

二十四年五月三十一日まで

特定保健指導を円滑に行うために、健診終了後は提出期限にかかわらず、速やかに提出してください。

【被扶養者の特定健康診査】

本事業団が発行する「特定健康診査受診券」（有効期限二十四年三月三十一日）により、指定健診機関で特定健康診査を受けていただきます。

前記の本事業団から送付する「案内書（被扶養者向け）」（特定健康診査受診券）等同封を、加入者を経由して、対象者（被扶養者）に配付してくださるようお願いいたします。

【提出に際しての留意点】

健診結果データの提出に際しては、できるだけ私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）に掲載している「健診結果提出用EXCELデータ作成・チェック機能」の入力フォーマットの利用及び電子データによる提出にご協力ください。

平成23年度スケジュール

	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
H23 6月	案内書・被扶養者の受診券（有効期限：平成24年3月31日）・対象者リストの発送（6月下旬ごろ）	学校法人等 定期健康診査結果データの提供、案内書（被扶養者向け）配付 ↓ 被扶養者等 受診券による健診・結果データの提供	 特定保健指導利用開始
7月	23年度分健診結果データ受付けの都度、入力・階層化・登録		
8月	健診結果・情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券（有効期限：平成24年7月31日）を同封		
9月		学校法人等からの健診結果データ提出期限（1回目）	
10月		（順次） 学校法人等からの健診結果データ提出期限（2回目）（10月以降定期健康診査を実施する学校法人等）	
11月	○国へ22年度分特定健診等実績報告		
12月			
H24 1月		[受診券の有効期限：平成24年3月31日] <次年度>	
2月			
3月		学校法人等からの健診結果データ提出期限（3回目）（2～3月に定期健康診査を実施する学校法人等）	
4月			
5月			
6月			
7月			23年度特定保健指導の利用（初回面接）受け付け終了 [利用券の有効期限：平成24年7月31日]

標準給与の定時決定

基礎届書の提出期限は
平成二十三年七月十日(日)です

標準給与の月額とは、毎月納付する掛金額や年金などの給付金の計算のもととなつていきます。このため実際に受けている給与月額との差が生じないように、毎年一回、「定時決定」により見直しを行っております。

標準給与の定時決定とは

毎年七月一日現在で学校法人等に使用されている加入者について、学校法人等が支給した四月・五月・六月の給与を「標準給与基礎届書(以下「基礎届書」といいます)」で報告していただき、その三か月間の給与の平均額に基づき、その年の九月から翌年の八月までの標準給与の等級及び月額を決定します。この定時決定は、掛金及び給付金等の算定基礎となる重要なものです。

基礎届書の対象者

- ①対象となる加入者
- 資格取得年月日が二十三年五月三十一日以前で、七月一日現在加入者である人
 - 加入者資格を有する休業者や育児休業等を取得中の入及び七十歳以上の人も対象になります。
- ②対象とならない加入者
- 二十三年六月一日以後に資格を取得した人
 - 二十三年七月に標準給与の月額が改定になる人

通知文と基礎届書の送付

六月中旬に「基礎届書」の提出についての通知文と「基礎届書」を学校法人等あてに送付します。通知文は必ずお読みください。

※磁気媒体又は電算用紙による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付しません。
※私学共済事業ホームページ(磁気媒体作成機能)を使用して「基礎届書」を磁気媒体で作成することができますのでご利用ください。

基礎届書の提出期限

平成二十三年七月十日(日)

基礎届書の提出先

〒一三三ー八四四一
東京都文京区湯島一七ー五
私学事業団 共済事業本部

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づく定時決定の確認通知書は、九月中旬に学校法人等へ送付します。

私学共済制度の掛金納付

同一月内の加入者の資格取得・喪失の取り扱いなど

1 私学共済制度の掛金には、給与と賞与等にかかる掛金があります

給与にかかる掛金は、学校法人等が毎月給与を支給する際に前月分の掛金を控除・徴収し、その月の末日までに私学事業団に納付します。

賞与等にかかる掛金は、賞与等を支給する際に控除・徴収し、「賞与等支給報告書」でその賞与等の支給額が確認された月の翌月までに毎月の掛金額と併せて納付します。

いずれも学校法人等が折半負担した掛金と併せて納付します。加入者及び学校法人等の各々の負担額については「掛金早見表」「賞与掛金早見表」をご覧ください。

2 便利な口座振替をご利用ください

学校法人等は掛金の納付義務を負っており、私学共済制度の掛金は税金と同じ公租公課の取り扱いになりますので、滞納することがないように十分ご注意ください。納付の手間を省き納付忘れをなくすために、預金口座振替(ゆうちょ銀行は自動払込)をご利用ください。

3 加入者の資格取得や喪失による掛金の取り扱いにご注意ください

(1)加入者の資格取得
就職などにより、私学共済制度の加入者資格を取得したときは、資格を取得した日の属する月分の掛金から納付することになります。

(2)加入者の資格喪失
退職などにより、加入者資格を喪失したときは、資格を喪失した日(退職日の翌日)の属する月の前月分までの掛金を納付することになります。

(3)同一月内の資格取得・喪失
加入者の資格を取得した月と同じ月に資格を喪失したときは、その月分の掛金を納付することになります。

ただし、その月にさらに私学共済制度の加入者(①)又は他の公的年金制度の被保険者(②)となったときは、次のとおり掛金を還付しますので、本事業団に申し出てください。

①私学共済制度の加入者
後任校で加入者番号が決まり次第、次月に還付します。

②他の公的年金制度の被保険者
年金手帳及び健康保険証等により、他の公的年金制度への加入が確認された次月に還付します。

標準給与改定が必要なとき

標準給与の改定（随時改定）

標準給与は、資格取得又は定時決定によって決定されますが、**固定的給与**が変動し、大幅な標準給与の増減があったときは「標準給与改定届書」の提出が必要です。

1 通常の場合

標準給与の改定を必要とする大幅な増減とは、現に確認されている標準給与の月額に比べて、標準給与の月額表で**二等級以上の増減に該当したとき**をいいます。

2 一等級の増減であっても給与改定の届け出が必要な場合

標準給与が第四十二級の加入者の場合は、第四十三級が上限であるため、大幅な給与の増加があったとしても二等級以上の差が生じたことになりません。同様に、第二級の加入者に大幅な給与の減少があったときにも、第一級が標準給与の下限であるため給与改定に該当しないことになり、実際の給与の動きが標準給与に反映されないこととなります。

そこで、このような場合は、標準給与の上限と下限に、さらに仮定の等級として第四十四級の「一二四万五、〇〇〇円以上」、第〇級の「九万五、〇〇〇円未満」を設定します。第四十二

級又は第二級の加入者にこの仮定の等級への増減があったときは、大幅な増減として一等級の増減であっても標準給与改定の届け出が必要です。

◆届け出の方法

「標準給与改定届書」に、増減した月から順に継続した三か月の給与とその平均額を記入し、改定月（変動した月から四か月目）の十日までに提出してください。四か月目から標準給与の月額及び掛金が改定されます。

退職後、引き続き再雇用された場合の標準給与の改定

退職共済年金の受給権者（受給要件を備えている未請求者を含みます）である加入者が、同一学校法人等において雇用契約上いったん退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用され、再雇用時の給与が現に確認されている標準給与の月額に比べ一等級以上の給与の増減があり、加入者が改定を希望する場合は、再雇用月より即時に標準給与を改定することができます。

◆改定の要件

次の①～③のいずれにも該当するものが要件となります。
 ①六十歳以上の退職共済年金受給権者
 ②同一学校法人等において雇用契約上

いったん退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用された加入者

③当該再雇用時において、現に確認されている標準給与の月額と比べ一等級以上の増減があること

◆標準給与の改定月

再雇用された日の属する月の給与が変更となったときに、当該月を算定基礎月として、その月から標準給与を改定します。

◆届け出の方法

「標準給与改定届書（即時改定用）」に、当該加入者が退職した後、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類（再雇用契約書の写し等）を添付のうえ提出してください。

育児休業等終了後の標準給与の改定

三歳未満の子を養育する加入者が育児休業等を終了し、その翌日に元の職場に継続して勤務するとき、現に確認されている標準給与の月額に比べ一等級以上の給与の増減があれば、加入者の申し出により給与の改定ができます。

◆改定の要件

①育児休業等を終了した日において、当該育児休業などにより養育している子が三歳に達していないこと
 ②職場復帰の日を含む三か月の給与の平均が、現に確認されている標準給与の月額に比べ一等級以上の増減があること

③加入者が給与改定を行うことを希望していること
 なお、①～③の要件を満たさない場合であっても、固定的給与の変動により、現に確認されている標準給与の月額に比べて二等級以上の増減が生じたときは、標準給与改定（随時改定）の適用となり、学校法人等からの届け出が必要です。

◆標準給与の改定月

育児休業終了日の翌日の属する月から継続した三か月の給与の平均額を給与月額として、その翌月（職場復帰した月から四か月目）から標準給与を改定します。

ただし、職場復帰が月途中で給与支払いの対象となった日数が十七日未満であるときは、その翌月から継続した二か月の給与の平均額を給与月額とします。改定後の標準給与の月額は、その年の八月まで（当該翌月が七月から十二月の場合は翌年の八月まで）の適用となります。

※育児休業等終了後の標準給与の改定により標準給与の月額が下がる場合は、「標準給与の従前保障」の申請が済んでいるか確認してください。

◆届け出の方法

加入者が職場復帰して三か月を経過した後、「標準給与改定申請書（育児休業等終了者用）」により、学校法人等を経由して速やかに私学事業団に提出してください。

開催期間 5月30日(月)～6月23日(木) 各地で開催

開催地	会場及び所在地	開催日
川越	川越市新宿町1-1-1 川越地方庁舎 大会議室	6/ 2(木)
千葉	千葉市中央区中央4-17-8 千葉県自治会館 第1・2会議室	6/ 2(木)
東京	文京区湯島1-7-5 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」	5/30(月)
		6/ 1(水)
		6/14(火)
横浜	横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私学会館 講堂	6/ 1(水)
		6/ 2(木)
相模原	相模原市南区相模大野6-3-1 神奈川県高相合同庁舎 大会議室	6/ 3(金)
新潟	新潟市中央区幸西3-3-1 新潟会館 3階「はたん」	6/ 8(水)
長岡	長岡市長倉町458番地7 長岡市サンライフ長岡 大会議室	6/ 9(木)
富山	富山市新総曲輪4-18 富山県民会館 701号室	6/23(木)
金沢	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 2階202会議室	6/22(水)
福井	福井市宝永3丁目1-1 福井県国際交流会館 第3会議室	6/21(火)
甲府	甲府市丸の内1-5-4 恩賜林記念館 大会議室	6/17(金)
長野	長野市中御所岡田131-4 ホテル信濃路「飯綱」	6/15(水)
松本	松本市中央1-23-1 松本商工会館 第3会議室	6/16(木)
岐阜	岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館 中会議室	6/ 8(水)
静岡	静岡市葵区追手町9-26 静岡県私学会館 5階大会議室	6/ 9(木)
浜松	浜松市中区城北1-8-1 浜松市勤労会館「Uホール」 23会議室	6/10(金)
名古屋	名古屋市中区錦3-11-13 名古屋ガーデンパレス 3階「栄・泉」	6/ 9(木)
津	津市一身田上津部田1234 男女共同参画センター「フレンテみえ」 セミナー室C	6/ 7(火)
大津	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海県民交流センター 2階203号室	6/15(水)
京都	京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605 京都ガーデンパレス 2階「葵」	6/16(木)
大阪	大阪市淀川区西宮原1-3-35 大阪ガーデンパレス 2階「桜桐」	6/ 9(木)
神戸	神戸市中央区北長狭通4-3-13 兵庫県私学会館 4階ホール	6/23(木)
奈良	奈良市法蓮町757-2 春日野荘(公立学校共済組合奈良宿泊所)	6/14(火)

開催地	会場及び所在地	開催日
和歌山	和歌山市茶屋ノ町2-1 和歌山県自治会館 304会議室	6/ 8(水)
倉吉	倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ 2階第一研修室	6/21(火)
松江	松江市朝日町478-18 松江テルサ 研修室1	6/22(水)
岡山	岡山市北区下石井2-6-41 ピュアリティまきび(公立学校共済組合岡山宿泊所)	6/16(木)
広島	広島市東区光町1-15 広島ガーデンパレス 2階「錦」	6/21(火)
福山	福山市三吉町1-1-1 東部総務事務所 第3庁舎8階 第381会議室	6/22(水)
山口	山口市湯田温泉3-1-1 翠山荘(地方職員共済組合湯田保養所)	6/14(火)
周南	周南市築港町8-33 ホテルサンルート徳山	6/15(水)
徳島	徳島市山城町東浜傍示1 アスティとくしま内 徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」 研修室1	6/22(水)
高松	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター 7階 第2中会議室	6/23(木)
松山	松山市北持田町139-2 愛媛県生活文化センター 第1研修室	6/16(木)
高知	高知市本町5-3-20 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階大ホール「桜」	6/14(火)
福岡	福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス 1階「ガーデンホール」	6/ 7(火)
佐賀	佐賀市天神3-2-11 佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」 第3研修室	6/23(木)
長崎	長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター 3階講座室	6/21(火)
佐世保	佐世保市湊町6-10 佐世保商工会議所 会議室B	6/22(水)
熊本	熊本市手取本町8-9 くまもと県民交流館パレア 9階会議室1	6/ 9(木)
大分	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 大会議室	6/16(木)
宮崎	宮崎市霧島1-1-1 JA・AZMホール 大ホール	6/14(火)
鹿児島	鹿児島市与次郎2-8-8 マリンパレスかごしま 3階マリンホール	6/ 8(水)
那覇	那覇市松尾1-6-1 共済会館八汐荘	6/15(水)

(東京・横浜は17ページの「連絡会を2回以上開催する開催地」参照)

平成23年度 第1回 私学共済事務担当者連絡会

平成23年度第1回私学共済事務担当者連絡会を次のとおり開催します。

連絡会は、各事務担当者に最新の情報をお知らせすることを目的としていますので、ぜひご出席ください。日頃の業務に関するご質問等も受け付けております。

今回の連絡会では、「平成23年度の事業計画の概要」等に加えて、「事業団における東日本大震災対応の概要等」についても説明いたします。また、一部の道府県については、開催地を縮小しての実施となりますのでご了承ください。

なお、次の開催地につきましては、私学事業団における東日本大震災対応の概要等に関する説明に重点を置き開催いたします。

- ・青森県（八戸）・岩手県（盛岡、一関）・宮城県（仙台）
- ・福島県（福島、郡山）・茨城県（水戸）

●開催内容

- 平成23年度の事業計画の概要
- 平成23年度の年金額
- 各業務からのお知らせ
 - 都道府県補助金
 - 資格関係
 - 「賞与等支給報告書」及び「標準給与基礎届書」の磁気媒体等による報告
 - 標準給与改定と標準給与基礎届
 - 加入者証等の回収
 - 国民年金第3号被保険者にかかる届出
 - 短期給付関係
 - 出産費・家族出産費の支給
 - 掛金関係
 - 掛金の徴収と納付
 - 掛金の納付と加入者期間
 - 長期給付関係
 - 私学在職中又は厚生年金の被保険者等である間の停止計算の変更
 - 年金請求における戸籍等の添付
 - 障害給付にかかる加算の仕組みの改正
 - 保健関係
 - 平成23年度特定健康診査・特定保健指導の実施
 - 学生就職活動支援事業
 - 積立貯金の払込期限日間近の送金手続き
 - 積立共済年金の前期募集
 - 共済定期保険の前期募集
 - 施設関係
 - 私学メンバーズカードのご案内
 - 広報関係
 - 広報誌の原稿募集
- 事業団における東日本大震災対応の概要等

●開催時間

午後1時30分～4時

・ご出席にあたっての事前の申し込みは不要です。

●出席カードの記入

連絡会当日は、出席カード（会場で配付するテキストにあります）を記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえ出席してください。

●連絡会を2回以上開催する開催地

開催地	開催日	対象学種
東京	5/30（月）	大学、短期大学、高専、専修学校
	6/1（水）	高等学校、中学校、小学校
	6/14（火）	幼稚園、特別支援学校、各種学校
横浜	6/1（水）	幼稚園を除く全学種
	6/2（木）	幼稚園

対象学種の日に出席できない場合は、他の学種の日に出席してください。

●会場・開催日一覧

開催地	会場及び所在地	開催日
札幌	札幌市中央区北1条西6 札幌ガーデンパレス 2階「孔雀・白鳥（2）」	6/14（火）
函館	函館市若松町7-15 函館商工会議所 函館経済センター 会議室	6/16（木）
旭川	旭川市常盤通1丁目 旭川商工会議所 道北経済センター 6階研修室	6/8（水）
帯広	帯広市西3条南9丁目1 帯広商工会議所 帯広経済センター 中会議室	6/22（水）
釧路	釧路市幣舞町4番28号 釧路市生涯学習センター 学習室703	6/23（木）
青森	青森市中央1-11-18 ラ・プラス青い森 2階「カメラ」	6/22（水）
八戸	八戸市長根1-2-8 三八教育会館 大ホールB	6/23（木）
盛岡	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス 18階183・184会議室	6/22（水）
一関	一関市大手町3-40 岩手日報一関ビル 2階フロア	6/23（木）
仙台	仙台市宮城野区榴岡4-1-5 仙台ガーデンパレス 2階「鳳凰」	6/21（火）
秋田	秋田市山王5-9-6 ふきみ会館 3階「鳳凰の間」	6/7（火）
山形	山形市松波4-6-11 私学会館	6/9（木）
酒田	酒田市浜田1-3-47 天真学園高等学校	6/8（水）
福島	福島市大町7-11 ホテルサンルートプラザ福島 2階「芙蓉（1）」	6/14（火）
郡山	郡山市熱海町熱海2丁目148番地の2 郡山ユラックス熱海 第4小会議室	6/15（水）
水戸	水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル 3階中会議室3	6/21（火）
宇都宮	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館 301会議室	6/3（金）
前橋	前橋市上細井町2142-1 群馬県前橋合同庁舎	6/10（金）
さいたま	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター 大会議室B	6/1（水）

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

<http://www.shigakukyosai.jp/>積立共済年金と共済定期保険の
前期加入申し込み締め切り前期加入申し込み締め切りは**6月30日(木)必着**です。

【積立共済年金】

新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更(増口・減口)の申し込みも受け付けます。

【共済定期保険】

「家族年金コース」「医療保障コース」の同時加入可及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみを受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間(11月)での取り扱いとなります。

賞与等支給報告書の提出上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等(磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等は除く)あてに送付します。賞与等を支給した日から(同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算し、最後に支給した日から)5日以内に提出してください。賞与掛金は6月23日(木)受付分までは、6月分の掛金で調定する予定です。

なお、加入者全員に賞与等の支給がない場合は提出の必要はありません。また、賞与等支給報告書に記載されている加入者の中で、支給がない人がいる場合は、その人の**加入者番号から賞与等区分まで二重線で抹消**してください。0円又は空欄で報告されると未確認連絡書が送付されます。賞与等支給報告書の記入については、平成18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」18ページを参照してください。特に**支給年月**(支給月日ではありません)や**賞与等区分の記入もれに注意**してください。

なお、磁気媒体又は電算用紙で報告される場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してから提出してください。また、支給年月から6か月を経過した支給分に報告もれが判明した場合は、磁気媒体による報告はできませんのでご注意ください。

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー(加入者とその配偶者を対象)の申し込み締め切りは**6月24日(金)必着**です。希望者は早めにお申し込みください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

年金請求における戸籍の添付の取り扱い

年金請求の際に、請求書に添付していただいている戸籍抄本(謄本)又は戸籍記載事項証明書(以下「戸籍等」といいます)を**住民票に代えることができる**こととなりました。

ただし、旧姓や続柄等、住民票では確認できない事項がある場合、戸籍等の提出をお願いすることがあります。

なお、外国籍の方は、引き続き「外国人登録原票記載事項証明書」の添付をお願いします。

加入者向広報「レター」7月号、平成23年版「事務の手引」、平成23年版「様式用紙等の記入例集」を7月初旬に学校法人等あてに送付します。「レター」の送付部数は、5月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含む)となります。

6月の共済業務スケジュール



2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 5月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 7月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 生涯生活設計セミナー 申し込み締め切り
28日(火)	掛金 5月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 6月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(木)	掛金 5月調定分納期限 貸付 7月22日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール



4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 5月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
10日(日)	「標準給与基礎届書」提出期限
15日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

夏季軽装を実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しております。本年度は、東日本大震災にかかる節電の必要性を踏まえ、**5月1日～10月31日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装（ノーネクタイ、ノー上着）での執務を実施**しておりますので、本事業団にお越しの節は、取り組みへのご理解をお願いします。

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。6月は、「補助金説明会資料」「一般補助調査票」を掲載予定です。

助成部 補助金課
 ☎03(3230)7300~7311
 Eメール hojokin@shigaku.go.jp

私学事業団の情報提供サービスをご活用ください

私学事業団では、「学校法人基礎調査」及び「学校法人等基礎調査」により収集した情報を基に、インターネットによる次のⅠ～Ⅲの提供サービスを行っておりますのでぜひご活用ください。

なお、【Ⅱ「今日の私学財政」】及び【Ⅲ 各種分析資料】は、セキュリティの確保のため、別途本事業団から発行する認証情報が必要となります（平成22年11月号7頁参照）。認証情報は本年4月に各学校法人へ発送しております。

【Ⅰ 学校法人概要情報の提供】

学校法人及び設置する私立学校の概要情報について、次の内容を提供しています。

○法人名・学校名・学部名・学科名・理事長、学長等名・郵便番号・所在地・電話番号・認可年月日・男女校別ほか

【Ⅱ「今日の私学財政」の提供】

学校法人等・学校種別の財政状況を集計・分析した「今

日の私学財政」について、次の内容を提供しています。

- 貸借対照表、消費収支計算書及び資金収支計算書の5か年連続表
- 財務比率の5か年連続表ほか

なお、学校法人別・学校種別に分類し、10年度から21年度までを掲載しています。また、PDF形式の他にデータとして利用可能なCSV形式でも掲載していますので財務分析などにご活用ください。

【Ⅲ 各種分析資料の提供】

収集した情報を豊富な角度で分析した各種資料を「私学データ作成システム」により、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校を対象に「定型帳票」「データ分析」「活性化分析」の3パターンで提供しています。

「定型帳票」は人数関係・財務関係・納付金などの資料を作成できます。「データ分析」は教育研究条件や財務比率などの分析が可能です。また、条件設定によるシミュレーションなども利用できます。「活性化分析」は、自法人の教学面や財務面の情報を、グラフや表により把握することができます。

◇アクセス方法◇

【Ⅰ 学校法人概要情報】は、本事業団助成業務ホームページ（http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm）画面下部にある、「学校法人情報検索システム」から閲覧してください。【Ⅱ「今日の私学財政」】及び【Ⅲ 各種分析資料】は、助成業務ホームページ画面右上にある「学校法人ポータルサイト」入口からログインしてください。

なお、操作手順等は、アクセス先にあるマニュアルをご覧ください。

私学経営情報センター 私学情報室
 ☎03(3230)7837

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

福岡ガーデンパレスの厳選おもてなしプラン!!

「山笠があるけん博多たい!」とばかりに、博多っ子は博多祇園山笠に熱狂します。

クライマックスの「追い山」(7月15日)では、勢い水を浴びせられた締め込み姿の男衆が、昇き山(かきやま)を豪快に昇き回します。昇き手の鼓動、昇き山が駆け抜けるスピードに博多の熱気をご堪能ください。



山笠膳



博多祇園山笠プラン(7月限定) 1泊2食

夕食は3種類のメニュー

(山笠膳・どんたく膳・博多膳)からお選びいただけます。

★プラン特典として、ホテル自家製「明太子」を1組に1箱プレゼント!

1名1室(1名様) **8,500円**
 2名1室(2名様) **15,000円**

ご家族旅行プラン(1泊朝食付き)

ご家族・お友達同士の福岡観光にお勧めです。

旬の素材をふんだんに使った和食・洋食15種類の料理をご用意した朝食バイキング付プランです。

2名1室(2名様) **9,000円~**
 3名1室(3名様) **12,900円~**

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

福岡ガーデンパレス

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代)
 (福岡空港・JR「博多」駅から地下鉄で「天神」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-fukuoka.com>

融資事業のご案内

平成23年度融資のご相談、お待ちしております!

■ 融資金利表 (平成23年6月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.7	年% 1.1	年% 0.8
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.8	1.2	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.7
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	1.1	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金措置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

23年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

第3アトリエ棟の完成・長岡造形大学

デザインの専門大学である長岡造形大学は、校舎など「キャンパスすべてがデザインの教材」というポリシーを掲げています。そこにいるだけで学生の感性を刺激するこの第3アトリエ棟は、入学者全員の初年次教育の舞台となります。(財)日本産業デザイン振興会主催のグッドデザイン賞も受賞しています。